

総合区素案に関する住民説明会

《大正区》

■日 時：平成29年12月2日(土) 19:01～20:57

■場 所：大正会館

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

大正区長の吉田でございます。

(吉田大正区長)

こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしく申し上げます。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

よろしく申し上げます。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、吉田区長よりご挨拶を申し上げます。

(吉田大正区長)

皆様、改めましてこんばんは。大正区長の吉田康人でございます。

本日は、休日夜間にもかかわらず、また何かとお忙しい中、このようにお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

冒頭、皆さんへのおわびがございます。報道などで既にご存じの方もいらっしゃると思います。昨日、金曜日の未明、大正区役所職員が飲酒後にタクシーのフロントガラスを損

壊させたとして、阿倍野警察署に逮捕されるという事案が発生をいたしました。大正区政に対する信頼を大きく損ね、大正区の名を汚すことになりました。私といたしましては、改めて綱紀肅正を行い、不祥事を二度と発生させることがないように努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

その上で、24区ごとに順次開催をいたしております総合区素案に関する住民説明会を、その10カ所目ということになりますが、この大正区で開催をいたします。

吉村洋文市長の指示を受け、大阪市行政において総合区と特別区案を策定しているところでございます。案の取りまとめの担当は副首都推進局でございますが、24区長の集まりである区長会議としても、主に区民サービスへの観点から、同局と協議をしつつ、この案づくりにかかわっているところでございます。案づくりに携わる私たちとしては、当然、現行の24区行政体制より良い仕組みになること、そして、総合区、特別区それぞれベストの案となることを目標にして作業を進めているところでございます。

市民・区民から見た時、では何が良くなるのかが皆さんの大きな関心事であると思います。後程詳しくご説明申し上げますが、私たちとしては、端的に次のように考えております。まず、総合区への予算や人員の重点配分や権限の移譲により、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスが提供できます。そして、そのことによりまして、地域のことを地域でできるだけ決定する仕組みを整えることができます。後程の説明は制度や仕組みの話が中心になりますが、行政サービスを良くするためのものをご理解ください。

最後に、大正区では、今、来年4月からスタートをいたします新しい将来ビジョンの策定を行っております。お互いさまの精神を支えに、高いブランド価値とシビックプライドの追い風を受けて、子育て、教育、地域福祉、地域防災を重点的に進めていきます。それらの中心は、現在、小学校の校区単位ごとの地縁地域活動でございます。総合区になりましても、特別区になりましても、その伝統、仕組みは変わりません。大正区において、今後、小学校区単位の地域コミュニティの強化に力をさらに入れ、自分たちの地域は自分たちで守る区政運営を徹底してまいります。総合区案、特別区案とあわせて、今後の区政運営にもご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(井上副首都推進局理事)

皆さん、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、総合区素案に関する住民説明会にお越しをいただきましてありがとうございます。

私からは、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題についてでございますけれども、大阪は、東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、三大都市圏の中で、人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都大阪の実現をめざしまして二重行政の解消や大阪の都

市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実施する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。一つは、大阪市を残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市を廃止して新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区素案は、今後、議会などのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではありません。また、もう一つの特別区につきましても、現在、知事、市長、府市の議員で構成されます大都市制度（特別区設置）協議会におきまして議論が進められているところでございます。最終的には、総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう議会などでご議論いただきまして、それぞれの制度案を取りまとめていくこととしております。

本日は総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のないご意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言はご遠慮くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすくご説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

（司会）

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明をいたします。その後、皆様より、説明内容に関するご質問を受け付けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。副首都推進局制度企画担当部長の福岡より説明申し上げます。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

制度企画担当部長の福岡でございます。

お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

表紙の下に資料の位置づけなどを記載しています。先程の理事の説明とも重複する部分がありますが、本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましても、今後、議会等の議論を踏まえ、

必要に応じて追加・修正されます。また、総合区とは別に、特別区についても、現在、制度設計などの議論、検討が進められてるところであり、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめしていくことにしています。

では、次の1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

まず、総合区設置で変わることの大まかなイメージを説明します。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。

左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と24の区役所があることをお示ししています。局は、大阪市全体を見通した施策、例えば丸印の保健医療、福祉、教育などを部門ごとに担う組織です。我々の副首都推進局もその一つです。現在は、例えば保健医療施策は健康局が担い、社会福祉は福祉局が担うなど、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は、地域ごとの仕事を担うため、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。

このように、左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程の八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。今晚説明する総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せず、大阪市長のもとに、現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区ごとに2から四つずつ、合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区設置によって主に何が変わるかについて、1ページ左上の局から2ページの8総合区役所に向けた矢印をごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移します」と記載しています。矢印の先、8総合区役所の下に丸をつけて記載している、例えば二つ目の保育所の運営、設置・認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。これがいわば総合区設置の大きなポイントになります。つまり、総合区長の判断で行う仕事が多くなり、それに伴う予算も増え、その仕事を行う職員も増やす必要があります。現在局で持っている予算や職員を総合区に移すことになりますが、それについては後程詳しく説明いたします。

局からの仕事に加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ一番下の右向きの矢印ですが、「住民の皆さんへの直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の中程、24地域自治区事務所の下に記載している丸印、住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位のままで行うことになります。

その右の枠に、総合区のところですが、「地域の実情に応じた施策の実現」と記載していますが、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制を整備するとともに、住民の意見を酌み取った施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築してまいります。

ここまでをまとめますと、総合区の設置によって、住民の皆さんに身近なサービスにつ

いては、今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を移して、総合区において判断、実行していく、そして、そのために必要な組織や予算の仕組みなどを整備することをあらわしています。

ここで、総合区設置後の一番上のところ、総合区設置後の「市長」の横の括弧内をごらんください。これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

以上、この見開きのページでは、総合区の大まかなイメージと設置により何が変わるのかを申し上げました。詳しくは、この後、それぞれの項目ごとにもう一度説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

「もくじ」にお示します通り、本日は、総合区素案の内容、1から12の項目と各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としています。

次の4ページ、副首都・大阪の確立に向けた取組みをごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めています。それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、このページと次の5ページで考え方を説明しています。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」をごらんください。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、府市において一本化した成長戦略、これは産業振興や人材育成などにより経済成長をめざす府市共通の長期的な方針のことですが、こうしたことを通じて、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、中央集権型システムから分権型の仕組みへ転換する必要がありますが、地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、ページの真ん中ですが、「日本における副首都の必要性と大阪のポテンシャル」、ポテンシャルというのは潜在的な能力のことですが、これについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして、矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下に記載の通り、都市機能の充実と、それを支える制度が必要であるということを示しています。

では、具体的に何を進めていくのかについて、次の5ページ、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革のところをお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面

から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか。そこで、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能という言葉について簡単に補足します。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能というのは、先程説明にもあった成長戦略をはじめ、交通網などの都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能というのは、住民の皆さんに身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は、政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能にあわせて広域機能の一部も担っています。よって、中段の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において、大阪府と大阪市が広域機能について協議・調整を行っています。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を担う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は、予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区政度では、先程現在の制度のところでも申し上げたように、指定都市都道府県調整会議、大阪市の場合は副首都推進本部会議といたしますが、ここで協議・調整し、方針を決定すること、特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することを示しています。

以上が大阪における大都市制度改革、総合区、特別区両制度の違いの説明です。

次に、6ページをごらんください。

大阪市における総合制度をより具体的に説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下の左、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、後程詳しく説明いたします総合区政会議、地域協議会の設置など、住民の皆さんの意見を反映するための仕組みを構築していきます。

次に、右側の「二重行政の解消」の枠のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は、大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指

定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

続いて、その下、総合区の仕事、区数について説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するかについては、右下の枠の総合区の区数をごらんください。

「地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定まとまった規模の人口が必要」、その下には「体制整備に必要なコストを抑制」と記載しています。これはどういうことかといいますと、総合区に移す仕事が多くなるほど職員も総合区に移す必要があります。その際、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させるので、仮に24区に分散する場合は、今1カ所で仕事をしているところが24カ所になり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があります。このため、総合区に仕事を移すと同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということを示しています。

なお、左側の総合区の仕事の欄に「「一般市」が行う仕事をベース」とありますが、ここでいう一般市の事務というのは、例えば松原市とか門真市などが行う事務に近いものを総合区が担うといったことを意味しています。

こうした考え方にに基づき、その下の枠に記載のように、住民に身近な行政サービスが提供できる体制を総合区で整備すること、これに加えて、現行職員数の範囲内でコストを抑制するという観点から、矢印の右側、8区へ合区ということをお示ししています。

なお、8区へ合区するに当たっては、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

6ページの総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区の数説明は以上です。

7ページをお開きください。

4番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。

①、先程も申し上げましたように、各総合区における将来人口を平成47年で約30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図には、区割りと総合区役所の位置を示しています。この資料で示す区名、第一区から第八区というのは、あくまで仮称でございます。北に位置する区から順番に番号をつけています。本日伺っております大正区につきましては、中央区、西区、浪速区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第五区としています。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置選定については、現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、白抜きの文字で「考慮すべき条件」「評価項目」と書いたところをごらんください。

住民の皆さんからの近接性、これは、端的に申しますと人口バランスの重心から庁舎までの距離のことです。交通の利便性、これは現区役所間の移動に係る所要時間のことです。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。以上の3点をそれぞれ点数化し、点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足ぐあい、あるいは近隣市有施設の状況などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。

その結果については、ページ中程の選定庁舎の表に示すように、第一区の淀川区役所をはじめ、第八区まで記載の通りとしております。大正区が含まれます第五区は、現在の西区役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。ただし、表の下の欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持するため、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施します。

続いて、その下、区の名称について説明します。区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名が変わる区もあります。これにより住居表示が変更される可能性があります、その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

以上が総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明です。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

局と総合区・地域自治区の主な仕事について説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事として、現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等は、今までどおり、市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したのが9ページの下図です。

図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している中之島本庁舎など局で実施する仕事と、その下の白抜き、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。これに対して、図の右側には白抜きの文字で「総合区設置後の大阪市」の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けています。さらに、総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側上をごらんください。局が実施する仕事について、二つの四角囲みのうち上の囲みには、市全体の観点の仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの局の仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、総合区が設置された後も引き続き市役所の本庁舎など各局が実施することとしています。

もう一度左側に戻り、局の下の囲みのところですが、現在局が実施している市立保育所の運営などの仕事を例示していますが、総合区設置後には、これらの仕事は八つの総合区

へ移します。矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

もう一度図の左側に戻り、下段をごらんください。

現在の24区単位で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理、支給決定、国民健康保険等の諸手続等の窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援などの市民協働関係の仕事があります。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援等の市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区で実施としており、これまでどおり実施することとしています。また、一段上の児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事にあわせて8総合区で実施することとしています。

では、次に、10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、今まで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。縦の欄に四つの分野を、横の欄には総合区の仕事（主なもの）と期待される効果を示しています。

例えばこども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側、「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定、保育料の徴収等については、現在既に区役所で実施をしている仕事であり、総合区になっても引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や、公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や、樹木の剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として

地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということを示しています。

局と総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

では、11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区設置後のイメージを示しています。

イメージ①は、保育所の設置・認可について示しています。

図をごらんいただくと、現在、保育所の設置・認可につきましては、真ん中の枠囲み、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。

この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っていますが、総合区設置後は、下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定など、市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断、実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといった効果を示しています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載していますが、予算の編成や条例の提案など、市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

続いて、12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理について示しています。

現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載の通り、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園については、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かく、かつ迅速に対応できるのではないかとといった効果を示しています。

13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策について示しています。

図をごらんください。現在、放置自転車対策については、放置自転車をもっと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても、別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区内の放置自転車の撤去や運搬などの

仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果を示しています。

続いて、14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。

現在、住民の皆さんからの例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において、全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法について優先順位を決定し、対応しています。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから実際の対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

次に、15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。

現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとか施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所はみずからの判断で決定できないため、区役所から関係局へ要望、調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もあります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整、検討し、総合区長が判断できるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

以上、15ページまで、総合区の設置に伴い、主な分野ごとに期待される具体的な効果についての説明です。

続いて、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区としていますが、一方で住民の皆さんの間には、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなど合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

ページ中段の左、総合区政会議に係る枠囲みをごらんください。総合区政会議は、区域

内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。さらに、左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議により、みずから意見を述べることができ、市長・総合区長は、これに対し、必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージを図示しています。

以上が総合区政会議や地域協議会等についての説明です。

続いて、17ページをお開きください。

総合区の組織体制について説明いたします。

上段に示すように、組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長は、これまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接サポートできるようにするという趣旨です。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入するということです。総合区では、こども・子育て支援、まちづくりといった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化することで総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

ページ下の段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに、総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置していきます。

一方で、地域自治区事務所では、現在の24区区役所で窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の皆さんの多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、これらの組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や具体的な職員配置を決定できる旨を記載しています。

次に、18ページをごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてです。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移されるのかを大枠のイメージとして示しています。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示しますように、平成28年度時点で市全体で1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所で合計4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち、局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることとなります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容、移管人員を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所などは総合区へ移管されます。これらの事業所と呼ばれる部門を除くと、事務の移管に伴い、230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で総合区の組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下の（参考）については、表の上段、①総合区役所は、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載しています。例えば総務企画部門に置かれる総務部門と企画部門では、右側の総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しています。また、表の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様に示しています。

以上、17ページから18ページにかけて、総合区の組織体制について説明いたしました。

続いて、19ページをお開きください。

総合区の予算の仕組みについて説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、これは公金を管理するという意味ですが、これを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。ちょっと言い方を変えますと、局から仕事が区に移ってくるため、それに合わせて予算を拡大し、規模が大きくなった予算についてもしっかり管理していくということです。

より具体的に説明いたします。

まず、①番の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実ですが、20ページの上の方のイメージ図をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額を試算をしたものです。左側の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、約82億円

に加え、各局で予算計上し、区長がCM——シティマネージャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。これに対して右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、補足ですが、このイメージ図において、左と右のそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中で区に関連する部分のみを抜粋して記載していることによります。大阪市全体の予算の中で区に関する予算の占める割合が総合区が設置された後は増えることを示しています。

恐れ入りますが、もう一度19ページに戻っていただいて、中程、上から三つ目の枠の①番のところをごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、インセンティブ制度と書いていますが、これは、現在、例えば区が土地売却や広告収入など、独自の努力によって獲得した財源は区の支出に使える制度を設けているんですが、総合区になっても同様に、インセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページの中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法律の制度上、全ての行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度になりますと、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というのがあります。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備します。また、各局が所管する仕事のうち住民の生活に密接にかかわるものについては、意見具申の対象とします。

具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、（仮称）サマーレビュー、直訳すると夏の評価ということですが、要するに夏場に事業を検証するといった性質のものです。このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。また、予算編成段階においても、直接市長に説明する場なども設定いたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じ、地域の皆さんの理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるのではないかと考えています。

ここまで、19ページから20ページでは、総合区における予算の仕組みについて説明いたしました。まとめますと、局から仕事が区に移ることに伴って、予算も総合区にしっかり整えていくということです。

では、21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設の例示としています。ごらんの通り、現在、区内の多くの施設は各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しているように、濃いグレーの網かけで示している施設は総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ、各分野において住民の皆さんに身近な施設は、総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。矢印に「効果」と示していますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えています。その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく際の施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

以上が総合区の財産管理についての説明です。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」、費用について説明いたします。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが年間で約9,000万円増えると試算しています。具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などです。

コストについての説明は以上です。

次に、22ページをごらんください。総合区設置の日について説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、矢印の下、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

以上が総合区設置の日についての考え方です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口を比較したもの、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてまとめたものです。後程ごらんいただければと思います。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ区ごとに示しています。

本日お伺いしています大正区については、27ページをごらんください。

中央・西・浪速区と合区した後の第五区の概要としてまとめています。

例えば平成27年の人口は32万406人ですが、平成47年の将来推計人口は31万6,594

人と見込んでいます。

第五区の特徴としては、右側の欄にまとめていますが、交通網が発達するなど都市基盤が充実するとともに、生産年齢人口や単身世帯の割合、また、昼間人口が多いビジネス・商業エリアが広がっています。日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや民間活力による魅力向上が進む大阪城公園などに加えて、なんば駅前広場の改造や御堂筋の道路空間再生、新今宮駅への観光ホテルの進出などにより、さらなるにぎわい創出が図られています。船場地区など大阪を代表するビジネスの中心地を有し、大阪産業創造館など大阪府市の産業支援機関が立地などの特徴を記載しています。

以上、総合区の概要の事例として、第五区について説明いたしました。

長くなりましたが、説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が4点ございますのでお聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係ないものや、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

最後に、四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これより、お時間の許す限り皆様からご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、右のブロックの後ろから4列目の方ですかね。

(市民)

座ったままで。

去年も説明会があったと思うんですけど、その時には地域協議会とか区政会議というものについて説明はなかったと思うんですね。それで、地域協議会とか区政会議についての質問なんですけど、構成委員の選出方法とか、定数とか、運営方法とか、あと区政会議から意見が市長や総合区長に出された時に、市長や区長は回答する義務とかがあるのかどう

かという点についてちょっと聞きたいと思います。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず、総合区政会議の方なんですけども、大阪市が示してるホームページなんかにも詳しいことは記載しておるんですが、今回の説明パンフレットは紙面も限られておりますので、口頭で今から申し上げますと、例えば総合区政会議は、任期は4年、定数は10人から50人、メンバーとしては、地域協議会より推薦いただいた方とか、あと公募、学識経験者、こういった方々で構成することを想定しています。一方で、地域自治区・地域協議会については、同じく任期は2年、定数については10人から50人、地域協議会のメンバーさんについては、住所要件ということで、その区にお住まいの方という要件を課すことにしています。

地域協議会から出てきた意見についてなんですけども、市長、総合区長は適切な措置を講じなければならないというような規定が法律上されています。

(司会)

それでは、引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

左のブロックの後ろから3列目の方ですかね。

(市民)

総合区制度の説明はよく分かったんですが、基本的に、最初に述べられている、前々からちょっと疑問に思うんですけども、大都市制度の中で大阪市を副首都にするということで、大阪都構想とか、こういう話が出ったんですけども、副首都になるというのは法律的にはどういう内容でなっていくものなのか、そういうのがあるのかということを経験的なことなんで教えていただきたいことと、当初、大阪市の発展のために二重行政をなくすということがありまして、この中で2ページにもありますけども、もう現在既に知事と市長が副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において協議・調整し、方針を決定、協議が整わない場合、総務大臣の勧告ありという会議がある。ここで大阪市と大阪府が協議して二重行政なんかをなくしていく、一本化してくという流れやと思うんですけども、総合区になった場合でもこの会議はずっと続けていくものなのかどうかを教えてください。基本的なことをとりあえず教えていただきたいと思います。

(井上副首都推進局理事)

まず、1点目の副首都の件でございますけれども、副首都という言葉は今回我々が主張してるということで、法律とか、あるいは制度で副首都ということが定義をされてるというものはございません。ただ、課題でも申し上げましたけれども、東京一極集中が進んで非常に大阪の経済も低迷していると、今後少子・高齢化も進むという中で、やはり制度を改善して行って大阪をもっと成長させたいという思いから、大都市制度の改革というものが今進められております。

副首都ということは、西日本を見ますと、行政組織とか、あるいは経済活動、さまざまな面でやはり大阪は東京に次いでそういう能力、ポテンシャルを持ってるといふふうに評

働かれますので、それを経済面とか、あるいはこういう制度改革、それからいろんな、先程仰った二重行政を含めてですけれども、改革をやっていって、やはり大阪は、そういう形で世間、あるいはみずからも副首都たる能力を持つてるということをアピールしていって、大阪をさらに成長させたいということから、副首都という形で大きく成長する形を内外に示したいという思いから、こういう言葉を使つてるといふ状況がございます。

それと二つ目の、今、副首都推進本部会議ということで知事と市長が協議をしております。総合区という制度改革のもとでは、大阪府と大阪市というものは、大阪市が廃止されずに残りますので、二つの自治体が協議をするということになります。政令市と都道府県の調整会議というものがございまして、これは地方自治法に規定がございまして、それを根拠に調整するというので、先程仰った通りのそういう制度がございまして、ですので、総合区という前提のもとであればこの調整というのは必ず要りますので、法律の規定に基づいて調整会議はずっと続くというものです。

ちなみに、特別区であれば、大阪市を廃止して大阪府と大阪市が一本化になりますので、二重行政とか、あるいは広域行政は一本化されますので、こういう調整会議というのは必要がなくなるということになってまいります。

(司会)

もう一度、じゃ、マイクを。

(市民)

じゃ、先程、最初に質問した大阪都とか副首都というのは、何も法律的な、国で決めるとか、そういうものではない、こちらがあくまでも言ってる話であるという認識でいいんですね。

(井上副首都推進局理事)

そういう制度が法律である訳ではありませんので、ただ大阪として、副首都という形で成長をめざすというふうなことで一応行政的にまとめるもので、昨年度に副首都ビジョンというものをまとめて、今後どういうロードマップでもって副首都をめざすのかということを含めてまとめておりますので、それに基づいて、府、市両方が協力しながら取り組みを進めてるといふのが今の状況でございます。

(市民)

はい、分かりました。そうなればいいと思いますけど。

(司会)

それでは、次の方。

右のブロックの一番後ろの列の方。

(市民)

この資料の中でちょっと漏れてるんじゃないかと思うんですけど、総職員の人件費と総

職員の人数について、総合区になるとどのくらい減るのかということは資料としてないんですけど。それと、他の政令都市と比べて大阪市の職員の数は多いという今までのニュースをいろいろなところから聞いておるんですけども、単に職員の数が現状どおりで、2,200人移動するということで、増減がゼロになってる訳ですね。今度総合区になってどのくらいそれが縮小できるのかがどこの資料にもないんです。

それと、同じコストなんですけども、イニシャルコストが何十何億かかる訳ですね、どこのページだったか。新しく建物を建てるのか、いろんなコストがかかるのはよく分かるんですけども、それが将来的に現在のコストよりもトータルとして下がるのか、イニシャルコストがそのまま残ってしまって、かえって総合区になった場合、全体のコストが、負の遺産がそのまま残ってしまうのか、その辺についてお尋ねしたいんです。

(司会)

ありがとうございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

職員数についてでございますが、資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。

一番左上のところに書いておるんですが、今現在の平成28年度の総数1万6,400人に対し、右側の棒グラフで、総合区設置後もトータルで1万6,400人ということですので、大阪市としては職員数は増減いたしません。この棒グラフにも示します通り、局から区役所の方に総勢で2,200人の体制を移して総合区の体制を強化していくということになりますので、総合区ができることで職員数が増えていくとか、そういうことではありません。

(世古口副首都推進局組織体制担当課長)

他都市と比べてどうかということなんですけども、いわゆる技能労務職とか交通局というような公営企業職員、そういうものを除きますと、日本の中で横浜、名古屋、大阪、京都、神戸、この5都市で比較しますと、大阪市は横浜市に次いで職員数が少ないということで、ここ最近、大阪市はかなり職員数の削減をしております、神戸とか京都とか名古屋とか、そういった都市よりも職員数は少ないといった状況になっております。

以上でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

続いて、庁舎の改修経費、コストの部分なんですけれども、今回、改修と書いてますように、新たに何か庁舎、建物を建てる訳ではございません。今の区役所の庁舎の中で事務室を模様がえしたりとか、そういったことで、できるだけコストを抑えていくという形にしております。長い目で見た時に、大阪市というのが残りますので、その中で、例えば築年数が経過してきたという部分については、総合区を設置したからとかいうこととはちょっと別で、経年劣化で建物を更新していくといった費用はこの数字とは別で出てくることになると思います。

(司会)

それでは、引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

こちら、左のブロックの、そのまま手を挙げててください。後ろから2列目の、もう一回手を挙げて、そちらの今手を挙げられた方。

(市民)

基本的なことをお聞きするんですけど、先程聞かれた方もあったんですけど、5ページなんですけど、今、ニュースとか新聞で特別区の検討ということで、何か四区とか六区とかというのを検討してますという話があったんですけど、総合区制度と特別区、それから議会の動きとか大阪市長とか、その辺の動きときょうの制度案の検討ということ、それから特別区の検討、都構想なんでしょうけど、そのロードマップを全然示さずに、きょうの説明会で総合区制度だけ取り出してやってる訳ですけど、そういった大きな、マクロな一つの動きを示さずに、ここだけ切り取って総合区の制度の説明会をやる意味というのは一体あるんでしょうか。

例えば都構想とか特別区制度の、また、税金の無駄遣いかもしれませんが、住民投票をやろうやという話になった時には、総合区制度というのはない訳でしょう。そういった時に、この説明会の位置づけとは何なんですかね。そののところ、全体の動き、流れ、こうなった時はこうなるんですよというふうなことを説明しといた上で説明会を今設定しますという話をしないと、ここだけ切り取ってきょうの説明会をやるという意味があるんでしょうか。

(井上副首都推進局理事)

初めに若干ご挨拶の時に触れさせていただきましたけれども、今現在、総合区と特別区と二つの大都市制度の改革について検討を進めているところでございます。

まず、総合区につきましては、昨年度に概案というのをお示しして、三つの案から今回素案という形で一つにまとめて、総合区といいますのは、議会の方で最終決まっていくという形になります。今、素案としてお示ししている制度について、さらに議会との議論をいただきまして、最終的にできれば今年度中に総合区の方で最終決まっていくという形に進めております。それについて議会の方でご議決いただければ、総合区というものが決まっていくということになります。

一方、特別区につきましては、報道にもありますように、先程言いました大都市制度、特別区制度の協議会、要は法定協議会とっておりますけれども、この法定協議会が、法律上、特別区の方で案をつくるというふうな形で進んでおります。まだ法定協議会に我々の方で一応素案をつくってご説明したところでして、これから質疑等々が始まりますので、今後、法定協議会の方で特別区の方で案がまとまれば、それについて議会等の議論等を経ながら、最終的には住民投票という形で手続が決まっていくというところでありまして、まだ全然そこまで至っておりませんので、今の段階では総合区の方で案がまとまったという時点でございますので、まず住民の皆様にご説明してと。あわせて、特別区については、今、法定協議会の方で進んでおりますので、これについてもある程度時期を見ながら、広報等々ありますので、その辺の検討状況につきましては、また広報していくということになってまいります。

ですので、二つの制度の検討が並行して進んでおりますので、今の時点で今後こうなりますという形でロードマップをまだ示す段階にはないというふうな状況です。知事、市長は、特別区については、来年の秋に住民投票をしたいというふうに申してはいますが、今、素案については、特別区についてもまだ法定協議会でやってる最中ですので、その状況を見ながら、今後それについては進んでいくというような状況でございます。

(司会)

すみません。マイクを通してお話しいただけますでしょうか。

(市民)

そうすると、5ページのところの今スライドでお示ししてるところで特別区制度を併記して出すというのは、ある意味都構想の地ならしみたいな形で、この資料のつくり方というのはおかしいんじゃないですかね。

(井上副首都推進局理事)

5ページに示してありますのは、あくまで法制……

(市民)

そうするんであれば、あくまでも今回の議会の中で素案を今検討してありますということであれば、総合区制度だけをここへ示していくということをやって、皆さんに説明をしていくということであればまだ分かるんですけど、ここに選択肢として特別区制度を並列に出していくというのは、何かごっつい意図がほかにあるんじゃないかという感じが非常にしてならないんですけど、どうなんでしょうかね。

(井上副首都推進局理事)

この資料に書いてありますのは、あくまで、今、大阪におけるいろんな課題についてまず書いておまして、その次のところに、今、大都市制度の検討として法制度上二つの制度があるということで、あくまで制度としての内容について、総合区、それから特別区について記載をしてるということで、例えば法定協で今検討をしようとしている素案について示してる訳ではありませんので、それ以降は総合区についての今まとめた素案を書いてることですので、基本的にこの説明会は、総合区の素案についての説明会ということで開催をしております。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

1点補足させていただきますと、この説明会でございますが、私どもは、8月10日に大阪市として総合区の素案という形で決定、公表させていただいたんですが、その後、大阪市会において、これをやはり市民の皆さんに詳しく丁寧に説明する必要があるんじゃないかという議会の議論を踏まえまして、急遽予算も補正予算という形で組ませていただいて、24区で開催させていただいてる状況です。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

こちら、右のブロックの2列目の、もう一度手を挙げていただけますか、先程手を挙げていただいた方。よろしいですか。

それでしたら、今の4列目のそちら。

(市民)

さっきちょっとだけ市議会とかの話も出ましたが、今、総合区について、市議会とかでどんなふうな議論、状況になってるんでしょうか。その中で、ここに期待される効果とかが書いたあるんですけども、それについて数値とかに疑問とかは出てないでしょうか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

市会での議論の状況ということですが、市会では、詳しく大都市税財政制度特別委員会という特別委員会がございまして、こちらで素案について既に3度程質疑をいただいております。具体的中身を言うともうかなり多岐にわたっておるんですけども、そもそも例えば区割りであるとか、庁舎の位置の選定であるとか、仕事の事務分担の仕分けであるとか、それについての考え方について議会の方でただされていたりとか、まだ詳しく決められていないような仕組みの部分について、今後さらに詳細について検討していく必要があるんじゃないかといった議論がなされています。

効果のところの数値化といった部分ですか。

(市民)

本当にそういう期待される効果が出るのかなというふうな疑問とかは出されてないかということちょっと聞きたいと思って。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

数値的なもので示すべきではないかとか、そういった議論はなかったように記憶しています。そもそもここにあるのはどっちかという定性的といいますか、考え方の効果といった部分に近いので、数値目標をもって何件になりますというような示し方ではありませんので、議会の質疑においては、そういった数値的な部分で示せといった質疑はなかったと記憶しています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

そちら、右のブロックの今手をおろされた2列めの端の方。もう一度手を挙げてもらえますか。はい、その方。

(市民)

大変簡単な質問というか、身近な質問をさせていただきたいんですが、期待される効果ということで随分とお話をいただいたんですけども、これだけ拝見しているとさも地域

住民にメリットがあるように見えるんですが、何で今のままではこれができないのかというのがよく分からなくて、局が担当するからできませんって、局の方も地域住民の立場に立った行政サービスというのはできるはずだし、区に12ページとか13ページにあるようなご相談事を持ち込むと、それは市がやってるので区では何もできませんみたいなことを言われたことがあるんですね。ここの資料を拝見すると、総合区になるとそういうことを言わせないということなのかなというふうには思ったんですが、そもそも局側も区側も、行政サービスをちゃんとやろうという意識が余りない、現状感じられないんですね。その人員を局から総合区の方に移したとしても、同じ人がやるんだったら結局行政サービスは向上しないんじゃないかなというふうに思っていて、そのために何十億も使って枠組みを変えないとできませんというのはちょっと理解ができないんですが、それに関してはどういうふうにお考えで、何か対策というのをお持ちでいらっしゃるのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

大阪市は、今、政令指定都市ということで、270万人の人口の方が大阪市に住まわれているというふうなこと。今24区ありますけれども、今の24区は、区役所として、あくまで住民サービスとしては住民票の関係とか、あるいは保健関係とか、そういう業務を担っておりますけれども、今回、例えば11ページから期待される効果ということで幾つかイメージを挙げておりますけれども、今、中之島の本庁の方でやってる業務のうち、そこに挙げてるようなある程度、保育所とか、あるいは放置自転車という業務について区役所の方に事務を移管して、それについて必要な人員をあわせて区役所に持っていくという形を今考えてます。

なぜかといいますと、やはり270万人おる中で、市役所の本庁の方で全て決めていくということについては、やはり地域のことについては地域に近いところで決めていけるものは決めていこうという、いわゆるニアイズベターと言うてますけれども、そういう考え方のもとで、ある程度仕事について市民に近いところでやっていこうという形で、今回こういう制度設計をしております。

それについては、仰っているように、コストは一定かかりますけれども、やはりそういうことをやることによってより住民サービスが向上するということの効果を狙っておりますので、そういう形で、大阪が抱える課題について、やはり最適なサービスを提供できるような形でやっていこうということで今検討していると、そういうところでございます。

(市民)

じゃあ市役所、局ではできないということですね。現状の枠組みのままではできませんということを仰ってる……

(井上副首都推進局理事)

当然、今やっていますから、局の方でそういうことは今やっていますけれども、もっときめ細かく、地域に近いところで決めていこうということが今回の制度の趣旨ですので、そういう形でやっていこうということでございます。今の局でできてないということやなくて、より住民に近いところで住民皆様の意見を聞いて、適切に近いところで決めていってやっていこうと、そういうことです。

(司会)

それでは、次の方、挙手の方をお願いいたします。

こちら、左のブロックの後ろから4列目ですかね。もう一度手を挙げて、はい、そちらの方。

(市民)

以前にも区民ホールで総合区か特別区かという説明会がありました。きょうは総合区ということで、それに限ってという説明でありました。前も申し上げたんですけども、いわゆる特別区というのは、もう住民投票で駄目になってるんですよ。だから、もうそれはない訳ですよ。

総合区についての説明を改めて詳しく聞きましたけれども、非常にややこしいですね。何でこういうふうにしたら大阪のまちが発展するのかと、住民の幸せがどう図られるのかというのがよく分からないですね。

当初の前文にも、歴史的経過を踏まえてという言葉がありましたよね。というのは、それぞれの行政区というのは文化も違うし、長年の歴史がある訳ですよ。これを一つにしてしまう。西区と大正区、あるいは中央区、浪速区というのはそれぞれ歴史が違いますよね。住民の考え方やいろいろ、大分違いがあると思うんですよ。それを一つにくくってしまうというのはいろいろ住民に抵抗があるということから、私は地域自治区というのが出てきたというふうに思います。こういうふうに私は聞いたんですけどね。そうすると、地域自治区というのは住民と密接な部分ですよ。例えば大正区といえ、大正区役所はこういう役割として残しますよというふうに私は聞いたんですけどね。そういうふうに理解したんですけども。だからサービス部門はなくなりませんよ、今までどおりですよ、西区まで行かんでもいいですよと、こういうことだというふうに思うんですけども、そうなりますと、住民や区民にとっては、地域自治区という、ここが非常に身近な行政の場になる訳ですよ。

そしたら、今は区役所があり、ほんで市役所があり、建物自体2階建てですよ。これがまだ3階建てみたいな感じになりますよね。地域自治区があつて、もう一つ区があつて、その上に大阪市役所本庁があると。ほんなら、260万が30万の一つの区になって目が行き届くかというたら、そんなもんじゃないと思うんですよ。30万にしても、やっぱり目がそんな一人一人の区民に行き届くもんじゃないと。だから、なぜこんな総合区というのをやるのかと。今の区制度でも改革していろいろやれば、ここで言うてるような矛盾は十分解決していけるんじゃないかというふうに私は思います。

そういう意味では、行政区を合区していくというのは非常に難しいんですよ。私は、合区を何でも反対とは言いません。

(司会)

すみません。そろそろちょっとまとめていただけますか。申し訳ございません。

(市民)

必要なことはやったらいんですけど、上から決めないでほしいと思うんです。住民自身の、自主的に住民の中からそれを決めていただきたいと。区役所で、多数で議会で議決したからこうなりますという形は総合区にしても特別区にしてもやらないでほしいというふうに思います。

(司会)

ご意見として承ります。

それでは、引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いします。

右のブロックの3列目のこちらのサイドの。

(市民)

私も、総合区について何かよう分かれへんな、何ですのかなというのがあるんですけど、きょうの説明の中で一番ショックやったんは27ページです。27ページに第五区の概要というので特徴を書いたはるんですけども、交通網が発達するなど都市基盤が充実するとともに、生産年齢人口の云々、大正区は全然こんなちゃいますわ。2番目、日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや民間活力による云々、なんば駅前、御堂筋、新今宮、これも大正区とちゃいますよね。最後、船場地区など大阪を代表するビジネスの中心地であり、大阪市産業創造館云々、これも違いますわ。

ほんなら、きめ細かく対応していきます、総合区になったらということなんですけど、この特徴の中に大正区は全然入ってませんねん。ほんで、きめ細かく対応すると言いはっても、やっぱり予算のあることやから、「ここがほんまにちょっと困んねんわ。道路も何かもっときれいに舗装してもらいたいねんわ」と言うても、「いや、もううちの総合区の中ではやっぱり観光客が集まるから、ミナミとか、そっちの方にお金をかけるんですわ」と言われるんやろうなみたいな、この特徴を考えると。「もう働くのがほんまに大変で保育所を増やしてほしいねん」、「ああ、でもビジネスの中心は船場やし、そっちの方に企業内保育所をいっぱいつくりたいんですわ」と言われるんやろうなみたいな。きめ細かく対応すると言いはっても、やっぱり予算のあることやから総合区の中で判断をするということですよ。きめ細かく対応しますというてもやりますじゃないからね、予算のあることやから。

第五区というのはこういう区ですというふうに特徴づけられたら、もう大正区なんか全然蚊帳の外ですわ。こんな特徴づけられ方をしては大正区民として絶対に納得いけへん、何が総合区やと思いますねん。今の大正区のまま大正区の実情をきっちり見ていただいて、大正区は大正区としてこういうふうにやっていかなあかんのちゃうかということで区政をやってもらいたいなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

(井上副首都推進局理事)

確かに27ページの第五区の特徴のところには、仰るように大正区についてのトピック的な記載については載っておりません。あくまで第五区という、中央区、西区、大正区、それから浪速区という中で、今特徴的なまちの注目を浴びてる点等々を記載しておりますので、そういうご指摘についてはちゃんと受けとめたいと思っております。

ただ、仰る総合区は、先程もちょっと触れましたけれども、11ページ以下、保育所の設置・認可とか、あるいは道路・公園の維持管理とか、あくまで住民の皆様身近なサービスを身近なところで決めていってということが考え方の基本のところですので、各地域自治区なりでいろいろ要望も出た点については、適切に新たに任命される総合区長が判断をしますので、住民の皆様身近なところで最適なサービスをするという観点でやりますので、予算についても、先程言うた保育所とか、あるいは公園・道路、それから放置自転車等々については、一定人と予算も総合区の方へ行きますので、それは総合区長が適切にちゃんと判断してやりますので、ここの特徴に記載がないからといって大正区は後回しになるというふうなことではございませんので、それはちゃんとご理解いただきたいと思っております。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

左のブロックの後ろから3列目の方。

(市民)

先程女性の方から役割、効果というのがあって、今のままで何でもっと効果が発揮でけへんのご質問があったり、それから、今、大正区が置き去りになってるよねという話があって、全く同感なんですけど、例えば22ページのところに参考資料として挙げてるんですけど、大阪市が24区あって順位が一番です、それで1区当たりの平均人口の順位が11番ですというこの参考資料の挙げ方は、要するに市当局としては非常にネガティブな表の作り方、結局、総合区とかということをやっているかなあかんねんというふうな表示の仕方やと思うんです。

逆に言えば、24区もあって、きめ細かな行政をそれぞれの区単位でどうやってやっていけるかというポジティブな見方というものをどこかからもう廃棄しちゃってるというふうに思うんですよ。だから、例えばこういった実態というものをどうやって生かしていくのかというのがこの資料の中に全然書いてない。

そうすると、一方で、今言われたように、大正区を置き去りにしてるんちゃうかの通りじゃないですか。鶴見緑地線は鶴町までいつ延びるんですかね、計画はありますけど。そういったアクセスの公共サービスみたいなものを全部ほったらかしといて、こういう制度的な何かやりとりみたいなことに四苦八苦してるということについて、行政のおくれというのはあるんじゃないでしょうか、一方で。

それで、大正区なんですけど、資料を見たら、今、区長さんがおられますけど、今の65歳以上の高齢化率というのは大正区は30%を超えてるでしょう。それで、何かこれからの将来推計を見ると、2040年ぐらいになると大正区が40%以上超えたような高齢化率を出さ

れてるデータもあるんですけど、そうすると大阪市の中で大正区というのは限界集落じゃないですか。例えば西区とか中央区とか、そういったところと総合区やとって、そういった本来持つてくる人口構成の問題点みたいなものをきちっと浮かび上がらせていって、行政サービスとか公共サービスをどうやってやっていくのかということが、今の区の特徴に照らしたような対応というものをどうやってやっていくのか、だからここはなぜできないのかというふうなことをちゃんと先に明らかにしていく必要があるじゃないでしょうかね。区長さんも含めて答えていただいたらと思いますけど。

(井上副首都推進局理事)

まず、やっぱり総合区というのは住民の皆さんに近いところで、例えば大正区の課題が今仰ったような高齢化が進むということで、対応が必要ということで、そういう形で地域の方からニーズがあって、それについてどうするかということについては、総合区長というもとの、その範囲の中でできることについては一定予算も措置されますので、身近なところで、総合区という単位の中で、大正区についてはこういう形で対応するという形で総合区長が判断していくということが可能になりますので、それは一定、今の24の行政区のもとではなくて、総合区という、ある程度権限と、それから予算を持った形で対応するということが適切に対応できるというふうに我々は考えています。

(吉田大正区長)

私も全く同じで、先程特徴のところで大正区の特徴が載ってないというお話がありましたが、何か修正が必要であるかのような受けとめ方を先程しましたけれども、私はそのように考えておりません。ただ、特徴には長所もあれば短所もあって、短所の方が極端にここに描かれてないという今の資料のつくり方の事実はあると思っています。

何を言いたいかというと、やはり地方公共団体の中で強みと弱みとが双方あって、それぞれを、弱みを補うために強みを生かしていくという地方公共団体の運営の方法もある訳ですから、これからの地方公共団体、つまり大阪のような大都市を考えた時に、今の24の区のエリアで現状のままやった方がいいのか、それとも総合区という制度をつくって、強みと弱みをより補いやすいような大都市の仕組みにする方がいいのかという議論だというふうに考えておまして、私は、当然総合区制度にした方が、弱み強みを互いに補い合いながら大阪市全体として発展していく道筋であると考えております。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

じゃ、こちら、右のブロックの2列目の真ん中の方、お願いいたします。

(市民)

私は、今のままでやってほしいなど、総合区に変えないと住民サービスが充実できないというのは本当かなと。

例えば大正区は特に市バス、足の充実こそ私たち住民サービスということで、充実してほしいと思っています。ところが、だんだん少なくなって、きょうも聞いた話ですが、住

吉区に行くバスは1時間に1本しかないんですよね。これを2本にしてほしいとか、また地下鉄7号線を鶴町まで、今人口が減ってるのはそういうのがないからやと。足が不便だから、地下鉄がないからということで、若者はもう大正区は嫌やと言う人も多いのです。だから、そこら辺のことを総合区になれば充実していってもらえるのかどうかということでは、どうも分かりません。そういうことですわ。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

すみません。地下鉄の路線延長であったり、市バスの便数をもうちょっと増やしてほしいというようなご趣旨だと思うんですけども、すみません、きょう我々がご説明申し上げてるのは大都市制度の部分ですので、大阪市の交通局、公営企業の部分でございまして、私ども副首都推進局では、そこについてはちょっとお答えはできかねる次第でございます。

(司会)

すみません。それでは、申し訳ございませんが、時間の方が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思っておりますので、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

それでは、最後にそちらの黒いジャンパーの。

(市民)

今度特別区の方の素案もできたら、住民投票で特別区か総合区か選んでもらうというふうにたしか説明してたと思うんですけど、2015年の住民投票では特別区の設置に賛成か反対かというふうな形で投票したはずなんですけど、今度のやつでよく聞くのが、投票所で特別区か総合区かのどっちかを書くというふうな話も何か聞いたりするんですけど、投票の制度としてはどうなるんですかね。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

特別区設置に係る住民投票については、仰るように、2015年、2年前のように特別区の設置に対して賛成ですか、反対ですかという聞き方が今の投票の仕組みになっています。そういうふうなお話を聞いたということですけども、現時点で特別区と総合区のどちらかを選んで書いてくださいといった手法は何も市としては決まっていません。具体的に知事、市長が判断いただきたいと言ってる手法については、今後、議会でのご議論なども踏まえながら決めていくこととなります。

(市民)

特別区か総合区のどっちかを書くというふうなのは法律上はできることになってるんですか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

厳密にはそれは今できないです。特別区の設置に対して賛成ですか、反対ですか、マルかペケをつけるという、今、たてつけになっています。

(司会)

それでは、時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。いただいたご質問につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。